

オゾン濃度値付け業務の開始について

平成 23 年 6 月 16 日
公益社団法人 日本環境技術協会

1. はじめに

平成 22 年度から環境省が実施しているオゾンのトレーサビリティ体制は、国のオゾン濃度の基準を定めたものではなく、自治体の実施する環境大気常時監視向けに整備されたものです。よって、国の認定を受けた校正事業者は存在しないため、現在、民間（自動測定機メーカー、アセスメント業者等）の基準器を値付け（校正）する方法がありません。

そこで、当協会は地域ブロック拠点（6 箇所）と同レベルの 2 次標準器を設置し、民間の基準器（3 次に相当）を値付けする業務を開始します。

ただし、本業務は環境省のトレーサビリティ体制を補完するためのものですので、当協会が値付けした基準器は自治体測定局に設置されたオゾン、オキシダント自動測定機を直接的に校正するためのものではありませんのでご注意ください。

2. 値付け業務の概要

- ① 当協会に（独）国立環境研究所（SRP35）により値付け実施済みの「オゾン濃度値付け用標準器（環境省の 2 次標準器と同レベル）」2 台を設置します。
- ② オゾン濃度値付け用標準器 2 台（クロスチェックしながら使用）を用いて、民間の基準器の値付け業務を実施します。値付けの手法及び精度管理は環境大気常時監視実務推進マニュアル第 3 版に記載と同等以上とします。値付け業務は当協会の職員・専門家が実施します。
- ③ 当協会により値付け（校正）を実施した証明書およびラベルを発行します。
- ④ 有効期間は値付け完了後 1 年間です。ただし、比較できる参照オゾン計を整備し、それとの比較により、200ppb レベルで±2ppb で一致することが確認できた場合とします。

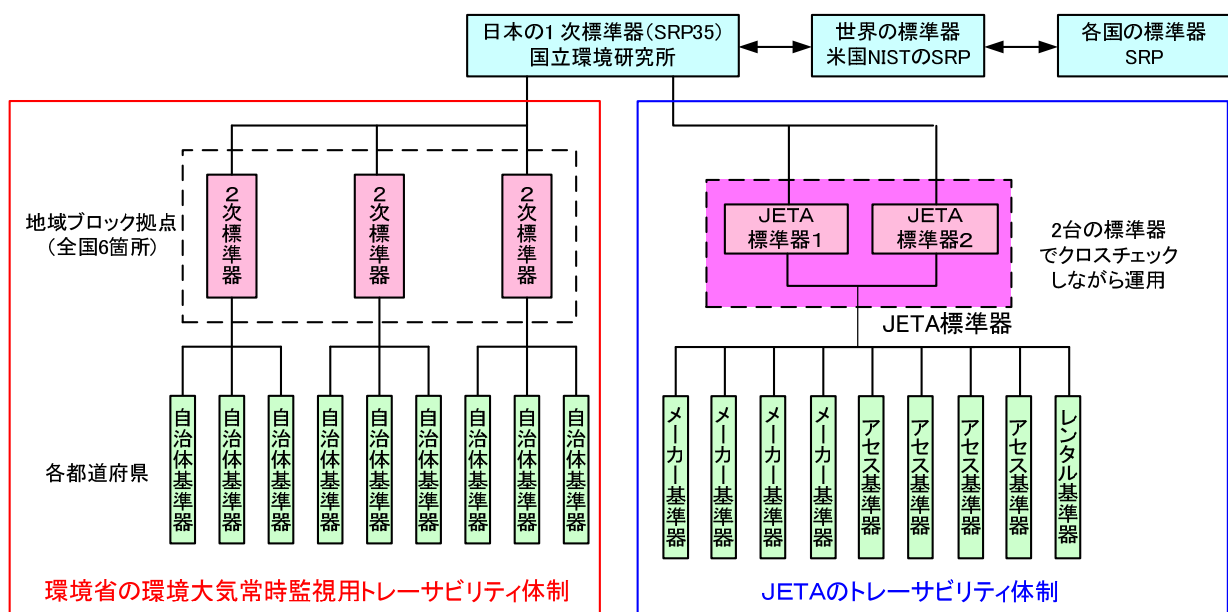


図 1 オゾンのトレーサビリティ体制の概要

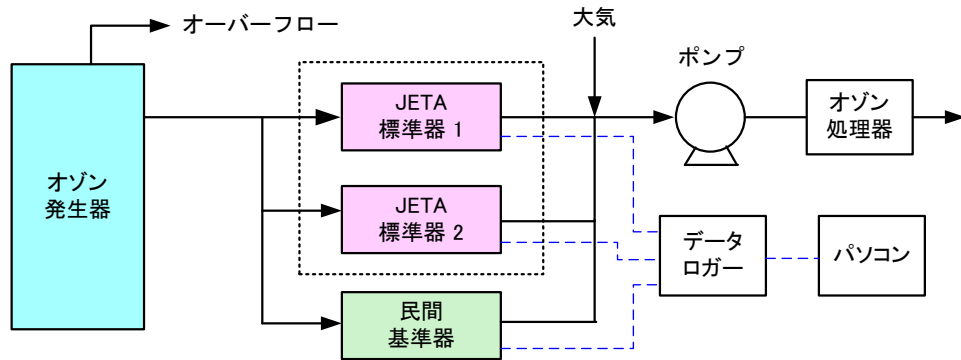


図2 オゾン濃度値付けの流路系統図

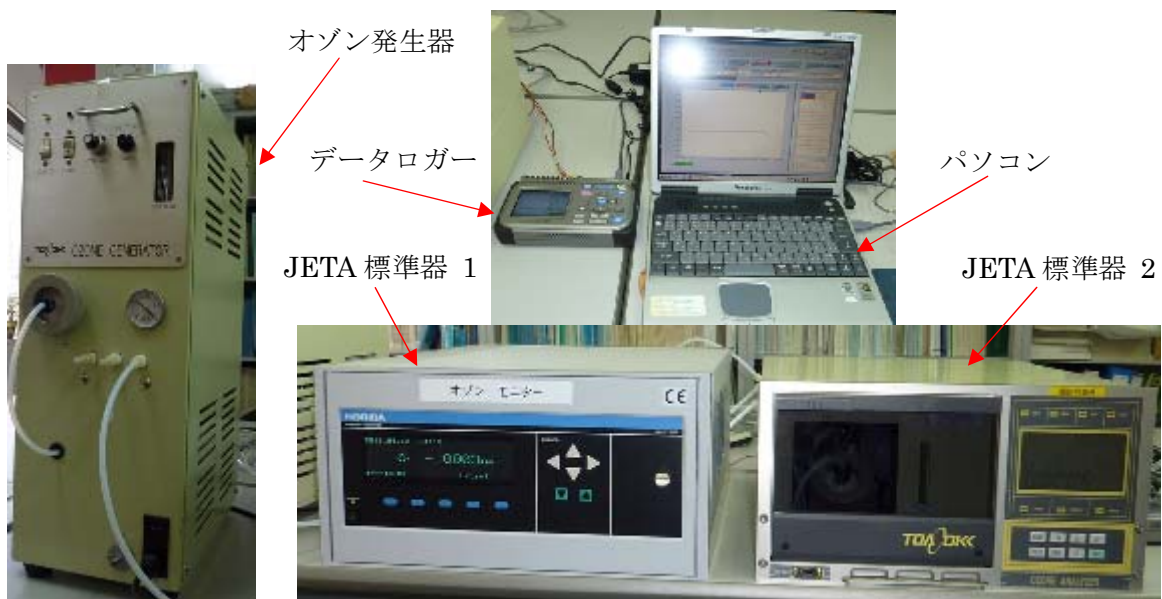


図3 装置外観写真

3. その他

- ① 値付け業務を実施する期間は原則として4月初旬、10月初旬の年2回を予定しています。(ただし、これ以外の期間については相談に応じます)。
- ② 値付けに有する時間は原則として測定機が当協会に到着後、1週間前後です。
- ③ 値付け費用(証明書、ラベル含む)は10万円/台(消費税別)です。
- ④ 機器の移送に係る費用は依頼者負担となります。また、機器の移送における破損等は協会では責任を負いかねます。予めご了承ください。
- ⑤ 性能異常、故障などの不具合が確認された場合は、依頼者に連絡します。
- ⑥ 値付け完了後「オゾン濃度値付け(校正)証明書」「ラベル」「納品・請求書」を送付します。

4. 問い合わせ先

TEL 03-3263-3755

e-mail ozone@jeta.or.jp

オゾン濃度値付け（校正）証明書

依頼元 環境技術(株)	製造番号 ○△×○△×
メーカー名 (株)環技協	値付け実施日 2011/10/**
品名 オゾン測定装置	スパン係数 : 0.975 ゼロ係数 : 1.5
形式 JETA-1000	有効期限 2012/10/**

上記のオゾン測定機は、当協会の「環境大気常時監視実務推進マニュアル第3版」の手法に基づいてオゾン濃度の値付け（校正）を完了したことを証明する。

値付けに用いた標準器(JETA 標準器)

* JETA 標準器 1、2 の測定値差がないことを確認し、平均値をオゾン濃度値とする。

標準器名	メーカー名	SRP35 による値付け実施日
JETA 標準器 1	(株)堀場製作所	平成 23 年 4 月 7 日
JETA 標準器 2	東亜ディーケーケー(株)	平成 23 年 4 月 7 日

公益社団法人 日本環境技術協会
東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番 30 号



《ラベル》

オゾン濃度値付け有効期限
2011/11^{**}
スパン係数:0.75、ゼロ係数:1.5
SAMPLE
JETA
(公社)日本環境技術協
